

障千連対県統一要求項目と県からの回答

2018年1月

障千連は千葉県に対し、障害者の生活や医療・就労・まちづくり・教育など約80項目の要求を昨年10月10日に提出し回答がありました。

つきましては、下記日時で県の各部局と交渉することになりましたので、多くの参加をお願い申し上げます。

県との交渉にご参加ください

- 1月31日（水）10時～12時 障害福祉課
（総合支援法・医療費助成・施設・放課後支援など）
- 1月31日（水）午後2時～4時 障害福祉課・教育庁以外
（就労・生活保護・まちづくり・鉄道・道路など）
- 1月31日（水）午後4時～5時 教育庁関係（障害児教育・過密校解消など）

会場は、いずれも県庁の議会棟1階第1会議室
参加者は9時45分、県議会1階ロビーに集合

- | | | | |
|----------------------------|-------|---------------|-------|
| 1 障害者権利条約・総合支援法・介護保険法等について | 2ページ | | |
| 2 医療について | 5ページ | 3 街づくり・移動の問題 | 6ページ |
| 4 生活保護について | 11ページ | 5 所得保障について | 12ページ |
| 6 地域生活事業について | 13ページ | 7 就労支援について | 15ページ |
| 8 障害者の雇用について | 17ページ | 9 「くらしの場」について | 19ページ |
| 10 人材確保・処遇改善 | 21ページ | 11 生活全般について | 23ページ |
| 12 障害児教育について | 26ページ | 13 放課後等デイサービス | 30ページ |

障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会
代 表 天海 正克

千葉市花見川区幕張町5-417-222-109
TEL・FAX 043-308-6621

障千連対県統一要求項目と回答 2018.1.21

1. 障害者権利条約・総合支援法・介護保険法等について

1. 国連障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行に伴い、千葉県障害者政策全般を見直してください。また見直しを推進するための審議会を設け、障害当事者、家族などをメンバーに加えてください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

障害者基本法に基づき設置している千葉県障害者施策推進協議会において、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査・審議し、施策の実施状況の評価を行っている。委員は障害当事者や家族会など障害者支援団体の関係者等で構成している。

2. 障害者権利条約を具体化するためにも、障害のある人の実態把握のための調査の実施が不可欠です。国に対して、全国的な調査の実施を求めると同時に、千葉県独自に実態把握を実施してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

国における関係法令の施行状況や本県の施策の状況を踏まえて判断してまいりたい。

なお、障害者権利条約を批准するために行われた国内法の整備において制定された障害者虐待防止法や障害者差別解消法の適切な運用や広報・啓発を通して障害者権利条約の具体化を図りたい。

また、厚労省が障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等の生活実態とニーズを把握することを目的とした「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」が実施された。

3. 障害者総合支援法を「骨格提言」に沿って見直すよう、国に対して要望してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

骨格提言は、平成23年に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会においてとりまとめられ、障害のない市民との平等と公平など、6つの目標を「障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法(仮称)」に求めたものですが、この提言を踏まえて、平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され「障害者総合支援法」となった。

また、本法の施行後3年を目途とした見直しについて検討がなされ、平成28年5月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

4. 障害者の介護については、以下の事項を早急に具体化するよう国に要請してください。

(1) 年齢による介護・福祉・医療サービスの利用格差をなくすために、障害児から高齢障害者までの切れ目のない総合的な福祉・医療制度を創設してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課、障害福祉事業課

原則18歳未満は、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び入所支援サービスを利用でき、18歳以上は障害者総合支援法に基づくサービスを利用することとなっています。

なお、障害児入所支援からグループホームや障害者支援施設に移行する際には、児童相談所が主体となり、地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じた移行を図っております。

また、障害のある人が65歳となった場合、障害福祉サービスに優先して介護保険制度のサービスが適用されますが、併せて、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスが必要と認められる場合は、市町村の個別の判断により引き続き当該障害福祉サービスが受けられることとなっています。

障害者総合支援法施行3年後の見直しに係る検討を踏まえ、平成28年6月の法改正により、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する仕組みを設けることとされました。

施行期日は平成30年4月1日とされており、詳細については、今後、国から示されることとなるため、適切に対応してまいります。

(2) 当面、障害者総合支援法の第7条（介護保険優先原則）を廃止し、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるようにしてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

自立支援給付と介護保険制度との適用関係等については、厚生労働省の通知等により基本的な考え方や運用が示されているところです。

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなりますが、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスが必要と認められる場合、介護保険サービスのみでは支給量を確保できないもの、介護保険サービス事業所が身近にないなどサービスを利用することが困難と市町村が認めるもの、介護保険の要介護認定が非該当と判定され、介護保険サービスを利用できない場合であって、なお障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認めるもの等は、引き続き当該障害福祉サービスが受けられることとなっており、市町村は利用者の意向を把握したうえで適切に判断することとされています。

なお、昨年、障害者総合支援法の改正により、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設けるとともに、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しが行われたところであり、平成30年4月1日の法施行に向けて適切に対応してまいります。

(3) 介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担はなくしてください。当面、障害者総合支援法と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめてください。

(回答要旨) 高齢者福祉課

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の定額の保険料が採用されています。また、平成27年度より市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第1段階の方の保険料については、公費投入により負担軽減を図っています。

なお、利用料については、所得に応じ低所得者に配慮した負担の上限が定められています。

(4)「自立支援医療」の住民税非課税世帯の無料化を早急に実施してください。また、障害児者のサービス利用における親・子・きょうだい・配偶者からの利用料徴収をやめてください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

自立支援医療の利用者負担については、負担上限月額を設定しており、障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌した応能負担となっております。

生活保護世帯は負担0円、市町村民税非課税世帯の負担上限月額は2,500円又は5,000円となり、障害者世帯の経済的負担に配慮したものとなっております。なお、世帯の単位は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯としております。

また、障害者総合支援法第29条第3項第2号で、「当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」と応能負担としているところであり、施行令では、市町村民税非課税世帯等においては、負担額が0円となっております。

この結果、全国的に障害福祉サービス利用の9割以上の方が、負担額が0円となっております。

(5) 障害支援区分認定を見直し、それを基準とした利用制限を撤廃してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

平成26年4月に障害者総合支援法の一部が追加施行されたことにより、従来の障害程度区分に替わり、知的障害者、精神障害者の特性に応じた区分となるよう配慮された障害支援区分が創設されました。

また、平成27年12月の「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」の報告書における今後の取組として、障害支援区分の二次判定の引上げ割合の地域差が見られるなどの指摘に対し、市町村ごとの審査判定実績等必要な情報を国が把握し、自治体に提供するなど、認定事務の適正な運用を図るべきとされました。

国に対して、二次判定においても区分変更の事例を収集し、判断の指針を示す等明確な判断基準の確立を図ることを要望しました。

5. 先に成立した「医療・介護総合法」や今年成立した「地域包括ケアシステム強化法」によって都道府県が策定する事になり、2025年に向けての地域包括ケアシステム構築について、県はどのような対策、支援、指導をされているか教えてください。また取り組みの進捗状況を教えてください。

(回答要旨) 高齢者福祉課

地域包括ケアシステムの構築については、地域のコーディネーター役として期待される地域包括支援センターの職員に対する研修や、市町村職員等を対象にした勉強会の開催、総合事業への取組に係る市町村セミナーの実施、地域における生活支援サービスの担い手育成等を担う生活支援コーディネーターの養成などを行い、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築を支援しています。

6. 一年前45人の死傷者を出した相模原の障害者施設「津久井やまゆり園」事件、容疑者の「障害者は生きていても仕方ない」との手紙も公開されました。千葉県においても「袖ヶ浦福祉センター養育園利用者の死亡事件」が起きています。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり

条例」の趣旨を踏まえ、具体的な施策を明確にしてください。また障害者団体に意見を聞くなど、条例の充実をはかって下さい。

(回答要旨) 障害者福祉推進課

県では、第五次千葉県障害者計画の主要施策の柱の1つに「障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進」を掲げ、障害のある方に対する理解を広めるための周知活動など、各種事業に取り組んでいるところです。

また、条例では差別を解消するための仕組みを定めています。各仕組みにおいて、障害者団体から推薦いただいた方々に委員をお願いするなど、御意見をいただきながら取組を進めております。

7. 65歳になった障害当事者に対して、機械的かつ一方的に介護保険制度を適用することのないよう、厚生労働省の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」及び平成27年2月18日付事務連絡を尊重して運用するとともに、市町村に徹底してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

介護保険制度の適用対象となった障害のある人に対する自立支援給付と介護保険制度の適用については、これまでも県内市町村に対しては、会議等を通じて国通知等の内容を説明のうえ、適切に対応するよう求めてきたところです。

今後も、国通知等の内容を周知することにより、適切な支給決定事務を求めてまいります。

2. 医療について

1. 重度障害者医療費助成制度の現物給付化にともなう、負担金徴収はやめてください。また、負担金の徴収をなぜ行なうのか、理由を明らかにしてください。仮に負担金を徴収するとしても、多数回、複数医療機関を通院せざるを得ない慢性疾患をかかえる障害者、長期の入院が必要な障害者などのため、負担金の上限を定めてください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

重度心身障害者医療費助成については、県、市町村及び制度利用者が応分の負担をしながら支えていくものと考えており、一昨年8月から現物給付化により利便性の向上が図られることを踏まえ、一定の自己負担をいただくこととしていますが、市町村民税所得割非課税世帯の方については、無料としています。

また、更生医療等他の公費負担制度及び特定疾病療養費（通称：マル長）においては、一部負担金の上限を設けていますが、これらの公費負担制度を重度心身障害者（児）医療費助成制度と併用できます。この場合、重度障害者医療費助成でカバーされる分を含む自己負担金の合計が、他の公費負担制度の一部負担金の上限額に達した以降は、重度心身障害者（児）医療費助成の自己負担金は発生しない取扱いとしています。

2. 重度障害者医療費助成制度（現物給付）を近接都県で使えるようにしてください。

（回答要旨）障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

重度障害者医療費助成制度の現物給付化に当たっては、レセプト処理を行う審査支払機関や保険者等との協議の中で、県内の医療機関に限って受給券を取り扱うこととしています。

3. 重度障害者医療費助成制度で年齢により対象外とすることはやめてください。また精神障害者も対象としてください。

（回答要旨）障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

65歳以上で新規に重度障害者となった方の取扱いについては、市町村、関係団体とさまざまな協議を行い、また、他県の事例も踏まえ、国の後期高齢者医療制度との整合を図ったところ です。

精神障害者を対象に含めることについては、他県の実施状況や県内市町村の意向等を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

4. 指定難病受給者証(手帳)と自己負担限度額管理手帳を一つにまとめてください。通院時片方を忘れてしまったとき、窓口で全額負担になってしまいます。そのため、その時の支払金額が膨大となりその場では支払いきれなくなってしまう。障害児者にとって書類等はわかりやすく、煩雑にならないような工夫をしてください。

（回答要旨）疾病対策課

特定医療費（指定難病）受給者証は、公費の支給を受けることができる証明書であり法令で定められているもので、知事が証明して交付しています。

記載事項も多岐に渡っており、記載事項に変更が発生した場合、保健所の 窓口で手書き修正してその場で返却する場合も多くあるため、訂正前後の情報を医療機関等の職員が見て判断できる程度の大きさが必要となってきます。

一方、自己負担限度額管理手帳は、千葉県支給認定実施要綱で受給者に発行するよう定められており、患者が月々の医療費を自ら管理できるよう発行しているもので、受給者証とは用途が異なっています。

病院、薬局等にかかる際には、保険証、病院の診察券、受給者証、管理手帳が必要となります。常に一つにまとめて管理していただきますよう、何卒、御協力お願いいたします。

3. 街づくり・移動の保障について

1. 千葉県福祉のまちづくり条例について

千葉県福祉のまちづくり条例の目的を達成するために、私たちの要望事項の実現をはかってください。そのためには、県が直接実施している施策はもちろんのこと、鉄道事業、陸運事業等直接関与していない事業でも条例の定めるところにより、障害者が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めてください。

（回答要旨）健康福祉指導課

千葉県福祉のまちづくり条例は、県、事業者、県民等の各主体の責務を定めており、互いに協力し、それぞれの役割を果たし、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこととしています。

県では、平成28年1月に条例の整備基準を分かりやすく解説した「施設整備マニュアル」を改訂したところであり、今後も、本マニュアルの普及啓発を行いながら、自ら設置管理する施設のバリアフリー化を図るとともに、各施設の設置管理者等に対しては、整備基準に適合するよう届出等の際に指導を行っていきます。

2. 街づくり関係について

- (1) レストランなど利用頻度が高く、また施設の性質上トイレ利用の必要性の大きい不特定多数が利用する施設には、面積の広狭にかかわらず、出入口のスロープ、車イストイレの設置を義務付け、履行を確認してください。必要に応じて条例、規則、要綱等を改正してください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

千葉県福祉のまちづくり条例では、病院、集会場、学校等の不特定かつ多数の者が利用する建築物等については、面積規模にかかわらず、「出入口には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと」、「車椅子使用者用便房を設けること」等の整備基準に適合させるよう努めなければならないとしています。

レストランなどの飲食店についても整備基準に適合させる努力義務があり、床面積の合計が500㎡以上の施設を新設等する場合は、工事着工前に届出をさせ、スロープや車椅子等の設置を指導しています。

また、届出対象外のレストランなどの飲食店については、敷地の状況や建物の構造などの理由で必ずしも整備基準に適合させることができない場合もあることから、県では県民が互いに助け合い、協力して福祉のまちづくりを推進できるよう意識の醸成に引き続き努めてまいります。

- (2) 千葉都市モノレールの全駅に、バリアフリートイレを設置してください。

(回答要旨) 交通計画課

ご要望の内容については、千葉市にお伝えします。

- (3) バス利用に車いす利用者単独でも安心して利用できるよう、乗務員に介助方法を徹底してください。

(回答要旨) 交通計画課

ご要望の内容については、千葉県バス協会を通じて各バス事業者にお伝えします。

- (4) バス停留所は、電柱、ガードレール等をなくし、必要なスペースを確保するなど、車いすが乗降できるように改修してください。特に、東金街道の「高根」バス停(下り)については早急に改善してください。

(回答要旨) 交通計画課

バス停留所の改修については、バス協会等からの要望により、各バス会社と各施設の管理者が協議し対応しているところであり、ご要望については、バス協会にお伝えします。

- ・ 高根バス停の改善については、道路管理者である千葉国道事務所に確認したところ、同様のご要望を承っており、現在、改善に向け関係機関等と調整中とのことです。

(5) 千葉県下の鉄道ホームでの可動式ホームドア及び内方線の敷設状況に関して

①直近のホームドア及び内方線の敷設予定を教えてください。また、パラリンピックの開場となる京葉線海浜幕張駅等へのホームドア設置を昨年要望しましたが、その後の進捗状況を教えてください。ワイヤー式ホーム柵の導入はやめてください。

②2017年5月に首都圏の市、政令市長が駅のホームドア整備促進に関する要望を出しています。国からの回答案を示してください。

③鉄道事業者の負担軽減の為の支援拡充の内容を示してください。

④千葉県内の利用者、数十万以上の16駅に対する設置計画を示してください。

⑤④の利用者数が10万人未満の県内駅についても、千葉盲学校の最寄り駅の四街道駅などに2013年度より実施している市町村向け補助金制度を10万人未満利用者駅であっても当該制度への支援を拡充してください。

(回答要旨) 交通計画課

① ホームドアの直近の設置予定はなく、内方線付き点状ブロックについて、今年度中に、JRの天王台駅、北小金駅、京成の谷津駅、京成大和田駅、東武鉄道の新船橋駅において整備される予定と聞いています。

海浜幕張駅へのホームドア設置について、県では設置要望を行っていますが、JRの設置予定は、未定となっています。

②、③

九都県市首脳会議の要望については、国から回答を求めるものではないため、国からの回答はありません。

今回の要望については、今後、ホームドアの設置駅が増えていった場合でも、鉄道事業者に対する国の補助に係る予算を十分確保するなど、ホームドア整備促進のために国が今後も積極的な取り組むことを求めて要望したものです。

来年度の、ホームドア整備に関連した国土交通省の事業の予算について ですが、「鉄道駅総合改善事業費補助」や「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の予算は、今年度に比べ増加しています。

④ 県内の利用者数10万人以上の駅は、平成27年度の実績で17駅ありますが、ホームドア設置済みが2駅で、残りは全て内方線付き点状ブロックが整備済みです。

このうち、東京メトロ東西線（東葉高速線）の西船橋駅については、2024年度までに設置する計画が、東京メトロより発表されています。

⑤ 利用者数10万人未満の駅でも、四街道駅のように視覚障害者の利用が多いなどの特殊な事情がある駅については、現補助制度においても、支援が可能となっています。

(6) 鉄道の車両とホームの段差をなくしてください。スロープによる職員の介助に替わる機械的対策を講じてください。

(回答要旨) 交通計画課

ご要望の内容については、各鉄道事業者にお伝えしてまいります。

(7) 鉄道を車いすで利用するとき、下車駅の駅員が一人勤務の場合は近隣駅からの応援を受けるなどの車いす到着の対策を講じ、駅員不足を理由に乗車を遅らせるようなことはしないでください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

鉄道事業者における合理的配慮の具体的な対応については、平成27年11月に「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が示され、国土交通省より関係団体等へ情報提供等周知し、各団体や事業者において相談体制の整備や各事業者・各職員への研修等取組みが実施されました。

本県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」においても、公共交通機関の利用の拒否、若しくは制限、又は条件を課すことなどを障害者差別の一類型と位置付けていることから、具体的な事案が発生したときには合理的配慮を求めるなど、必要に応じて、広域専門指導員らによる働きかけや調整活動を行ってまいります。

(8) JR千葉駅の新駅舎建設について、前回の回答で、「千葉市に伝えた」とありますが、その結果を教えてください。

- ① 適合調査は行なわれているのか教えてください。
- ② 新駅舎について、視覚障害者、車いす利用者、歩行障害者などの当事者による点検を行い、必要な改善事項がある場合は、障害者の要望を反映して改善してください。
- ③ エスカレータの乗降口に上り、下り、何番線乗り場かを音声案内をしてください。
- ④ エレベータ乗り場がこちらですなど音声案内をしてください。
- ⑤ 通路での行先案内を日本語、英語、中国語、韓国語で音声案内をしてください。特に上り快速電車の発車ホームの案内をお願いします。

(回答要旨) 交通計画課

①に関しては、千葉市で検査を実施しています。

②～⑤に関しては、鉄道事業者にお伝えします。

3. 障害者の社会参加を進めるため、廃止された県のリフトバスを、民間委託など運営方法を工夫して復活してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

リフト付き福祉バスについては、車両の老朽化による安全運行の困難さなどから平成14年度限りで終了し、現在は関係団体に委託して、車いす仕様車の貸し出しを行っています。なお、リフト付きバスについては、市町村でも設置しているところがありますので、御活用ください。

4. 千葉県下のどこの市町村でも利用できる共通福祉タクシー券を千葉県の事業として実施してください。視覚障害者などの障害者は、他の市町村でタクシーを利用する機会が多くあります。県は、福祉タクシー事業については市町村が判断して実施されると回答されていますが、埼玉県では共通タクシー券が発行されています。

(回答要旨) 障害福祉事業課

福祉タクシー事業は、地域の実情や利用の実態に応じて、各市町村が判断して実施するものと

考えています。

現在、49市町村が実施しており、そのうちおよそ30市町村において協定を結んだ事業者の営業範囲内での広域利用が可能とされており、その実施状況についてホームページに掲載することで、各市町村の動向を周知するよう努めてまいります。

5. エスコートゾーン敷設について

(1) 視覚障害者の利用が多い施設周囲への横断歩道に敷設を要望します。早急に敷設して頂きたい箇所は以下の通りです

・JR稲毛駅前ロータリー ・JR西千葉駅前ロータリー

(2) 以前より所管の警察署、道路維持課などへ敷設要望をしてきましたが実現していません。1つでも実現できる為のアプローチを教えてください。

(回答要旨) 県警本部交通規制課

エスコートゾーンにつきましては、視覚障害者等からの要望を踏まえながら、道路管理者及び警察の双方で整備を進めております。

整備にあたっては、点字ブロック（視覚障害者用ブロック）に係る整備等について道路管理者と調整の上、視覚障害者の利用頻度が高い施設周辺の経路等で、視覚障害者等の利用が見込まれる横断歩道を優先的に検討することとしています。

要望箇所のうち、JR西千葉駅前ロータリーにつきましては、今年度中に設置できるよう調整中ではありますが、その他の要望箇所につきましては、引き続き道路管理者と共に検討してまいります。

6. 視覚障害者、高齢者などへ利用しやすいアイシグナル音響信号機の設置を進めてください。

①設置の進捗状況を教えてください。

②計画的に設置をすすめてください。

(回答要旨) 県警本部交通規制課

全国的にアイシグナルを設置した都道府県については、今までに3府県10箇所と把握しております。

現在、当県で整備しております音響式信号機につきましては、警視庁から「視覚障害者用付加装置に関する設置・運用方針」に基づき整備を進めておりますが、アイシグナルについては、指針で示された製品には入っておりません。

そのため、当県ではアイシグナルのような機能を有する機器を採用しておりませんが、引き続き、全国的な整備状況を踏まえながら導入について検討してまいります。

7. シグナルエードでのバス行先案内システムについて

千葉県下で運行されているバスへ、シグナルエードを向けると行先を音声で案内してくれるシステムをバス協会に要望してください。バス協会へ伝えた結果、その見解も教えてください。

(回答要旨) 交通計画課

バス停におけるバス車外への行き先案内について、充実を図るよう、千葉県バス協会を通じて各バス事業者にお伝えします。

8. JR稲毛駅東口のロータリーのバスロケーションシステムの運用について、視覚障害者、高齢者にとって問題点の多いシステムになっております。例えば、「こちらは2番線乗り場です」の音声案内はあるのですが、行き先案内はありません。バスがないのに「バスが発車します」など、運用の問題があります。稲毛駅のバスロケーションシステムについて現地調査を約束してください。

(回答要旨) 交通計画課

平成25年度にご意見をいただき、現地調査を行っており、ご指摘の状況を確認しております。バス事業者に対しては、バス停におけるバス車外への行き先案内の充実を図るよう、お伝えします。

9. 点字ブロックのメンテナンスについて

千葉県下に敷設されている点字ブロックの摩耗、破損について、そのメンテナンスについて教えてください。

- (1) 耐用年数は管理されていますか。
- (2) 摩耗、破損は利用者からの要請に対して動かれるのでしょうか。
- (3) 定期的なパトロールは行っていますか。
- (4) 景観重視の点字ブロックの敷設への対応を教えてください。

(回答要旨) 道路環境課

- (1) 設置後の経過年数などの管理はしていません。
- (2) 県が行うパトロールや利用者などからの通報により、摩耗、破損を把握した場合に対応を行っています。
- (3) 定期的なパトロールとして、「日常パトロール」や「詳細点検パトロール」などを行っています。

なお、「詳細点検パトロール」は、年1回、歩行によるパトロールを行うものです。

- (4) 景観に配慮した配色としたことにより、周囲の路面との識別が容易にできなくなっている点字ブロックについては、今後、順次改善を実施していきます。

4. 生活保護について

1. 生活保護を受けている障害者の中には、医療受給券を申請し、受け取りに行くのが困難な人がおり、そのような障害者の為に、年間を通じて使用可能な方策を千葉県として講じてください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

生活保護は、国からの法定受託事務であり、医療の給付手続きについては、国の定めた「医療扶助運営要領」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)において、受診の際、医療機関に提出する医療券については月単位で発行し、有効期間は当月内とされています。

2. 生活保護の住宅扶助の削減についての見直しを国に要請してください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

住宅扶助については、国が社会保障審議会生活保護基準部会報告書を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障がないよう配慮しつつ、見直しを実施したものです。

3. 生活保護ケースワーカーの担当世帯数は、少なくとも標準数を上限とすることを各福祉事務所に指導強化してください。障害者、とりわけ精神障害者は様々な困難を抱えている人が多いので、ケースワーカーの対応を強化してください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

生活保護ケースワーカーについては、毎年施行事務監査時に被保護世帯数を基に必要人数が満たされているかどうかを確認しており、不足している場合には指導を行っています。また、障害者等で困難な問題を抱えている場合には、ケース診断会議にかけ、組織全体で対応するよう指導しています。

4. 保護費の削減など行政からの通知や案内を視覚・聴覚などの情報障害者や知的障害者・精神障害者への説明・指導を徹底してください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

生活保護の決定通知や制度の説明に際しては、家庭訪問や窓口での面接、電話による相談時等において、それぞれの対象者に分かりやすく懇切丁寧に説明するよう、福祉事務所に対して指導しています。

障害のある方に対し、それぞれの特性に配慮した説明が行われるよう、今後も指導していきます

5. 生活保護受給者の就労指導の強化をし、積極的に仕事探しをおこなってください。

(回答要旨) 健康福祉指導課

生活保護受給者の就労指導については、生活保護法が改正され、平成27年4月より各福祉事務所において、被保護者就労支援事業が実施されています。

この事業は、被保護者の自立の促進を目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うものです。また、就労支援を円滑に実施できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携体制を構築することとしています。

5. 所得保障について

1. 「障害のある人の地域生活実態調査」(きょうされん調査)では、障害のある人の貧困率は国民一般のおよそ5倍であることが明らかになっています。また、40代まで親との同居が過半数を占めています。

(「障害のある人の地域生活実態調査の結果報告」H28年4月20日 きょうされん調査)このような現状を踏まえて以下の事をお願いします。

(1) 所得保障の一環として、国に所得保障制度の改善の要望を千葉県としてあげてください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

「障害者自立支援法に対する附帯決議」の趣旨を踏まえ、就労支援を含めた必要な施策について早急に具体的な検討を行い、障害基礎年金の増額、年金受給前の対策など所得保障制度の改善を、16大都道府県障害福祉主管課長会議及び関東甲信ブロック民生主管部(局)長会議を通じて国への要望を行っています。

(2) 千葉県として、特別障害者手当の増額をはかるようにして下さい。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

特別障害者手当の額については、全国消費者物価指数を基準として、毎年4月に「児童扶養手当法等の一部を改正する政令」でその年の手当額が定められています。

(3) 親との同居世帯の課題を調査し、問題点を明らかにしてその対策を行って下さい。

(回答要旨) 障害者福祉推進課、障害福祉事業課

親と同居されている方の暮らしの場の移行に備え、①親元からの自立等に係る相談、②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、③緊急時の受け入れ対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりなどの役割を担う地域生活支援拠点の整備について、市町村に対する働き掛けと支援を行っていきます。

また、障害のある人の自立のため、所得補償を含め、住宅手当の創設を国に要望してまいります。

6. 地域生活支援事業について

1. 地域生活支援事業においては、市町村事業となっており、市町村での取り組みの濃淡があります。「地域活動支援センターⅠ型」「地域活動支援センターⅡ型」「地域活動支援センターⅢ型」それぞれの数と実態を明らかにしてください。また、重度加算補助金、就労支援加算補助金、家賃補助金等、補助制度について県の補助をうけている数と受けていない数を市町村ごとに明らかにしてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

地域活動支援センターの各類型別の設置数は次のとおりです（平成29年4月 現在）。

- ・地域活動支援センターⅠ型・・・23か所
- ・地域活動支援センターⅡ型・・・23か所
- ・地域活動支援センターⅢ型・・・97か所

地域活動支援センターに係る県の補助制度は、市町村が事業所に対して補助している額の一部について、県が補助する間接補助の形態をとっています。

各補助金の交付市町村数は次のとおりです（平成28年度実績）。

- ・重度加算補助金・・・10市
- ・就労支援加算補助金・・・1市
- ・家賃補助金・・・8市
- ・送迎加算補助金・・・5市

2. 地域活動支援センターの低額な運営費の改善に向けて、国に地域生活支援事業の補助の大幅な増額を求めてください。同時に千葉県独自の補助金創設または増額をはかり、市町村間格差の解消をはかってください。

(1) 地域間での福祉サービス格差が是正されるような手立てをとってください。

(2) 発達障害、重度知的障害の利用者支援についての加算助成をしてください。

(3) 来所日数のみを補助金額決定の指針にすることなく、障害に対する配慮をしてください。

- (4) 事業所への通所にかかる交通費、事業所の家賃補助をして下さい。
- (5) 地域交流事業の補助は、地域格差をなくし、交通不便な地域への加算をしてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

- ① 地域活動支援センターの運営に係る経費については、地方交付税及び市町村地域生活支援事業による財源措置がなされていますが、それに加えて、県では地域活動支援センター及び小規模作業所の機能強化を図るため、「地域活動支援センター等支援事業」により、重度障害者等への支援、一般就労支援、家賃及び送迎に係る経費の一部の補助を実施しているところですが、
 - ② 「地域活動支援センター等支援事業」により、発達障害及び重度障害のある人等への支援に係る経費の一部として、対象者1人につき月額 10,000 円を上限（県負担 1/2、市町村負担 1/2）とした補助を実施しているところです。
 - ③ 地域活動支援センター等の機能強化を図るため、「地域活動支援センター等支援事業」を実施しているところですが、日常的に要する経費の補助に当たる「重度加算補助金」、「家賃補助」及び「送迎補助」については、補助基準額を月額としています。
 - ④ 利用者が通所の際に要する交通費については、「地域活動支援センター等支援事業」により、事業者が利用者送迎に要する費用の一部を補助しています。
- また、事業所家賃への補助は、すでに「地域活動支援センター等支援事業」において行っているところです。
- ⑤ 市町村地域生活支援事業として、障害者等、その家族及び地域住民等による自発的な取り組みを支援する「自発的活動支援事業」の実施状況を市町村に情報提供することにより、各市町村における実施を促してまいります。

3. 居宅支援をめぐる課題について

- (1) 県内の市町村によっては移動支援事業を利用することに多くの制限がかかっていることがあります。例えば、プール利用はできない、グループホームや入所支援施設で暮らす人は利用できない、などあたりまえの市民生活を送ることへの言われなき権利侵害があるケースも見られます。県内に暮らす障害者が、制限なく移動の自由が保障されるように県で各地町村に指導をしてください。
- (2) 同行援護の身体介護なしの報酬単価が低く設定されているため、事業所にとって負担となっています。県で身体介護ありとの差額を補助してください。
- (3) 行動援護事業所や同行援護事業所では、介護職員初任者研修に加えて強度行動障害支援者研修や行動援護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修など、そこで働くためにさらに研修を受けなくてはなりません。その受講料が負担になっています。受講料の補助をしてください。
- (4) 慢性的にヘルパー不足になっている事業所も多いため、ニーズがあっても人手不足のため対応できないケースもたくさんあります。障害福祉の現場で働いてくれるヘルパーを増やして行く為にも、県主催で受講料の安いそれらの資格取得のための研修会を開いてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

- ① 移動支援事業を含む地域生活支援事業においては、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、国に対して、事業実績に見合った確実な財源措置を講じるよう要望しました。

②③④ サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定確保ができるよう、国に対して、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図るよう要望しました。また、障害福祉施設職員が身体ケア等の介護技術を習得するための研修体制（環境整備を含む）及びカリキュラムを示し、そのための財源措置を講じるよう要望しました。

4. 相談支援について

- (1) 「相談支援の充実」の進め方を周知徹底すると同時に、相談に応じられる相談支援事業所の整備・充実の具体的な対策を講じてください。相談支援専門員の質・量ともに充実を早急に図ってください。相談支援従事者研修を増やし、有資格者の養成を図ってください。
- (2) 委託・計画事業所の増設の推進をはかって下さい。計画、一般相談とも急増して、1人100人を超える相談をかかえている現状があります。増設の努力・指導をおこなって下さい。
- (3) 指定相談事業所に運営費の県単補助をだして下さい。
- (4) 基幹センターについては広域・単独に関わらず、事業を精査指導して、運営費等の補助をおこなって下さい。
- (5) 地域拠点支援施設については、市町村任せにしないで、県として設置を具体化していくようにして下さい。

(回答要旨) 障害福祉事業課

- ① 相談支援従事者初任者研修による相談支援専門員の確保と現任研修及び専門コース別研修によるスキルアップに努めており、平成28年度においては、相談支援従事者初任者研修365人、現任研修247人、専門コース別研修全4コース延べ222名が受講・修了したところです。今後も、引き続き相談支援専門員の養成と質の確保に努めてまいります。
- ② 引き続き、相談支援専門員の養成と質の確保を図り、相談支援事業所の設置を支援してまいります。
- ③ 国に対して、相談支援事業の実施に係るコストに見合う報酬及び質的向上に資する加算の設定等について要望しました。
- ④ 基幹相談支援センターについて、安定的かつ十分な財政措置を講じるよう要望しました。
- ⑤ 相談支援体制整備に係る市町村会議において、設置市による先進事例を紹介し、県下市町村における情報共有を図りました。

今後も市町村における設置を支援してまいります。

7. 就労支援について

1. 就労支援 A 型事業所の問題

岡山県倉敷市内の就労継続 A 型事業所 5 か所が 7 月末に閉所、220 人が解雇予告をうけたと報道されています。香川県でも約 60 人が失職しています。愛知、埼玉、大阪などで A 型事業所を運営する株式会社「障がい者支援機構」も 8 月に事業所を閉鎖、愛知で約 70 人を解雇しました。

- (1) 就労支援事業は障害のある人の働く場であると同時に非営利性と公益性を原則とする社会福祉事業であることを踏まえた上で、事業所の許可をおこなうようにして下さい。

- (2) 閉所される事業所の利用者の就労を保障するとりくみをおこなって下さい。千葉県でこの間閉所した事業所と利用者の再就職の状況を明らかにしてください。(政令都市も含めて)
- (3) A型事業所の利用者数と「最賃除外」を申請されている数を明らかにしてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

- (1) 条例に定める基本方針や人員、設備、運営の基準に基づき、利用者に対し適切かつ効果的に障害福祉サービスが提供されるかなど、事業内容の審査を厳密に行った上で指定しているところです。
- (2) 障害者総合支援法では、「指定障害福祉サービス事業者は、(略)当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」とされており、廃業する事業者があった際には、労働部局とも連携し、利用者に対して適切な対応が図られるよう指導してまいります。

本年度において廃業した県所管のA型事業所は1事業所あり、利用者に対する十分な説明とその後の処遇についてしっかり対応するよう事業者を指導したところであり、一般就労又は他の障害福祉サービス事業所に引き継がれたことを確認しております。なお、政令市・中核市の状況については承知しておりません。

2. 就労継続支援B型事業所に対する工賃向上計画は、工賃向上という「結果」を追うあまり、主体である利用者の実態を無視しています。「働きがい」「ディーセントワーク」「仲間との交流」「協同」ということをキーワードに働くことを考えてください。

- (1) 就労継続支援事業を工賃額のみで評価せず、例えば作業において利用者自身の力で行われた者がどれだけ本人の報酬の対価となっているかという観点で、「利用者の働きがい」を評価するよう国に求めて下さい。
- (2) 「工賃額が上がることで社会参加がどの程度できるようになったか」「工賃額が上がることで自立した生活がどの程度できているか」といった視点の調査をし、それに基づいて千葉県の地域性に応じた必要な対策を検討してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

(1) (2)

障害のある人が働く際に、経済的自立のほか、障害のある人が自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、多様な働き方の選択が尊重されるよう、障害のある人の相談を受けられる際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知してまいります。

県では、平成26年度に就労継続支援B型事業所と利用者に対しアンケート調査を行ったところであり、今後とも利用者の意見を伺いながら障害のある人の就労支援に取り組んでまいります。

3. 就労支援事業所への優先調達推進にあたっては、適正な工賃保障や工期が十分ではないため、すすまない実態があります。優先調達推進の状況を明らかにしてください。またこの施策により、工賃がい

くらアップされたか明らかにしてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

平成28年度の県庁の調達実績は、298件、20,175,821円でした。

優先調達により、具体的に工賃にどの程度影響があったかは不明ですが、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、優先調達の推進に努めてまいります。

4. 報酬単価の日割りから月割りへの変更を国に働きかけてください。利用者の欠席に対する補償（欠席時対応加算）の制限を超えた分について、県で補助してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

なお、ご指摘のような加算の制限については、障害福祉サービスの報酬を決定する国において判断するものと考えます。

5. 通所交通費助成制度の市町村格差があるので、県が補助するなどの対策を講じ、障害者の通所を支援してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

日中活動系サービスへの通所については、送迎を行う事業所に対する送迎加算として個別給付化されているところであり、交通費助成については、地域の実情や利用の実態に応じて、各市町村が判断して実施するものと考えています。

6. 小規模作業所が閉所等へ追い込まれることのないよう、千葉県独自の補助金制度や支援を継続してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

千葉県では、地域活動支援センター等に対する県独自の補助金制度として、重度加算補助金、就労支援加算補助金、家賃補助金を設けており、当補助制度については、来年度も継続する予定です。

8. 障害者の雇用について

1. 視覚障害者を対象とした県職員特別採用を毎年実施してください。その際、点字以外にも、弱視のための拡大文字の試験も行ってください。視覚障害者のハンディを補う意味から、試験時間を延長する措置を講じてください。中途視覚障害者も増えているところから、採用年齢を引き上げてください。また一般採用試験と同様に受験申請時点で県外に在住・在学している場合でも受験を認めてください。

(回答要旨) 総務課

- 1 視覚障害者を対象とした別枠による選考試験については、視覚障害者に適した職域・職場がある場合に実施することとしており、これまで、平成2年度、3年度、6年度、8年度、10年度、11年度、13年度及び17年度に実施し、図書編集職、あん摩マッサージ指圧師職及び一般事務職の計9名を採用した。

今年度については、昨年度に引き続き、一般事務職において選考試験を実施し、1名の受験者が

あったところである。

今後とも視覚障害者の方の職域・職場の開拓について努力してまいりたい。

2 拡大文字による試験については、図書編集職以外の、点字に関する能力を必要としない職種
の選考の際に実施している。

また、試験時間については、点字試験の場合は延長しているところであるが、拡大文字の場合に
ついても、今後検討してまいりたい。

3 受験年齢の上限については、より多くの方に就業の機会を提供するため、平成20年度実施
の試験から30歳から35歳へ引き上げたところである。

4 障害者を対象とした選考試験において、受験資格の一つとして、県内に居住していることを
要件としているが、これは、県内在住の障害者の雇用促進を図るという見地から設定されて
いるものであり、県内居住という要件を廃止することは考えていない。

2. 工事請負、物品購入、役務提供など、県が契約する事業者の選定にあたっては、障害者雇用率達成事
業者を優先し、雇用率未達成の事業者との契約はやめてください。

(回答要旨) 管財課、建設・不動産課

県における建設工事や業務委託等の発注にあたっては、地方自治法や入契法などの法令に従い適
正に執行しているところです。

また、参加事業者に対して適切な企業評価を行うため、入札参加資格者名簿等への登載において
審査項目を設けており、障害者雇用状況についても審査対象として、法定雇用率達成事業者
に対し加点しています。

さらに、建設工事発注に係る総合評価方式入札では、県内在住の障害者の雇用実績を評価項目
とするなど、障害者雇用に配慮しております。

3. 障害者のための職業訓練機関の開発を推進してください。最近では学校を卒業しても、就職に結びつか
ない生徒が多数おります。就職につなげるための職業訓練校を充実してください。

(回答要旨) 産業人材課

県では障害者のための職業訓練機関として、障害者高等技術専門校を設置するとともに、我孫子
高等技術専門校にも知的障害者を対象としたコースを設置しております。

また、障害者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、障害者高等技術専門校を拠点に、民間
企業や社会福祉法人など地域の訓練機関等を活用した委託訓練も実施しています。

4. 在宅障害者の職域を広げてください。

(回答要旨) 産業人材課

障害者の在宅就業を促進するため、障害者高等技術専門校では、通所が困難な障害者を対象に、
インターネットを活用した委託訓練を実施しています。

また、千葉障害者就業支援キャリアセンターや障害者就業・生活支援センターでは、在宅就業を
希望する障害者への就労支援を行っています。

5. 障害者雇用率算定では、障害者雇用促進法の目的のひとつである「雇用の分野における障害者と障害
者でない者との均等な機会及び待遇の確保」という観点に照らし、その障害者雇用の現場が安易に「障

害者だけを集めた職場」となっていないか、また障害者の労働の対価としての賃金が支払われているかという点を十分評価して行うよう県が雇用主に十分な指導をしてください。また国に対しても同様の視点で、雇用率という数値だけで評価せず、雇用の実態を含めた評価をするよう求めて下さい。

(回答要旨) 産業人材課

賃金や労働環境に係る雇用主への指導については、国（労働基準監督署）が所掌しています。なお、県では各障害者就業・生活支援センターに企業支援員を配置し、障害者雇用のための職域開拓のほか、障害者を雇用するにあたって事業所が行うべき職業上の配慮事項や社内理解形成等について、訪問等によりアドバイスを行っています。

9. 「くらしの場」について

1. 第5次障害者計画のモニタリングにおいて「障害のある人にとって住まいの場を確保するとは大変重要であり困難を伴うとの認識に立ち、この領域については、取り組み内容の確認が必要である」とされています。

(1) 入所施設（障害者支援施設）、グループホームの整備だけでなく、「障害者支援施設、病院からの地域生活移行」「短期入所」の課題、虐待での緊急対応、発達障害特に思春期の方の対応、医療ケアを必要としている方の「くらし」の支援、資源もトータル的にみていく必要があります。こうした課題に対して、例えば仮称「くらしの在り方検討会議」を関係障害者団体をふくめて設置し、障害のある方のくらしの在り方、支援の在り方、資源の在り方など検討し、第6次障害者計画に反映してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 共生社会推進室

障害のある人の住まいの場の確保や地域生活の支援に関する取組みについては、障害者総合支援法に基づき、障害者支援団体、学識経験者や関係行政職員など、障害者施策の推進に有意な意見を有する委員、障害当事者等委員で構成する千葉県総合支援協議会及び、その下に入所・地域生活支援専門部会を設置し、会議において様々な御意見を頂き、検討を行い、第六次千葉県障害者計画に反映することとしている。

(2) 障害児者の「くらしの場」としてグループホームや入所施設などの社会資源を拡充するとともに、それぞれの機能と役割を明確にし、利用者が選択できるようにしてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

第五次千葉県障害者計画において、障害のある人の地域における住まいの場を確保するため、グループホームの整備を最重要施策の一つと位置付け取り組んでいるところです。地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点として、入所施設の機能の積極的な活用を図るとともに、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等のニーズの受け皿として障害者支援施設は重要な役割を担っていると考えております。

(3) 利用者の障害の重度化や高齢化によるホームからの追い出し等あるか、実態調査をするとともに、早急に対応してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

障害者の高齢化・重度化に対応できる専門性を有し、医療的ケアや緊急時の対応等を行うことができる「地域生活支援拠点」の整備について、市町村に働き掛けてまいります。

(4) グループホームの低額な運営費の改善に向けて、国にグループホームの単価を引き上げるよう求めてください。同時に千葉県独自の補助金創設または増額をはかってください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

なお、千葉県独自にグループホームの運営費補助を市町村と連携して実施しているところであり、制度の見直し等については、市町村の意向を踏まえる必要があると考えます。

(5) グループホームの日中支援加算関係を充実してください。どこのホームでも週末の職員配置が充分にできません。余暇活動などで支援を充実するためにも職員増は必要です。日中支援加算を週末にも拡大するように国への拡充の要望と実現するまでの県単補助の新設をお願いします。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

なお、千葉県独自にグループホームの運営費補助を市町村と連携して実施しているところです。

(6) 重度障害者支援加算関係を充実してください。数年前に重度障害者支援加算が新設されました。しかし、対象者は区分6の一定条件を満たした者に限られているために、なかなか利用できません。また、区分が3・4・5の利用者の中にも個別対応等が必要になる方が多く在籍しています。国への拡充の要望と実現するまでの県単補助の新設をお願いします。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

なお、千葉県独自に強度行動障害者等県単加算事業を実施し、重度障害者を受け入れている障害者支援施設の運営を支援しているところです。

(7) 消防設備（スプリンクラー・通報装置・報知設備）を設置するための補助金をお願いします。消防設備の設置・維持には多額の費用を要します。安全なホームとするためにも、県内すべてのグループホームを対象に補助金をお願いします。

(回答要旨) 障害福祉事業課

県では、消防法改正を踏まえ、県単独事業である障害者グループホーム整備費補助金を活用して、消防設備の整備に要する費用を支援してきたところです。

平成30年4月以降は、法の経過措置が終了することから、今後の設備整備については、国の補助制度の活用など検討してまいります。

(8) 生活ホームの制度を存続し、運営費の改善を行ってください。生活ホームもGH同様に消防設備設置の補助をおこなってください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

生活ホームについては、全国的に制度の廃止が進められている中、千葉県では、引き続き制度維持に努めております。

消防設備設置の補助については、国の補助制度でも対象となっていないことから、実施は困難と考えます。

(9) 「盲老人ホーム」設置をお願いします。

(回答要旨) 高齢者福祉課

盲養護老人ホームについて、県内では「猿田の丘なでしこ」がすでに設置されており、現段階では県において新たな施設を設置する予定はありません。

(10) 袖ヶ浦福祉センターについて

① 入所定員の縮小をやめ、障害者(児)福祉を維持・向上してください。

② 日常的に健康・身体状況を把握できるよう、診療室および医療ケア体制を充実してください。

③ 現利用者が「譲渡先または地域への移行」を希望しない場合は事業団施設での入所を継続してください。

④ 職員の雇用を守るとともに、賃金・労等条件を改善し人員の確保をはかつてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

① 袖ヶ浦福祉センターにおける定員の縮小は、少人数ケアにより利用者の特性に応じたきめ細かな支援を実現し、また、組織・人材ガバナンスが十分機能するためのものであり、施設規模の適正化を図っております。

移行にあたっては、利用者の受け皿となる県内の民間法人と協力し、施設やグループホーム等の必要な環境整備を行っています。

② センター利用者のうち、重症の方や怪我の治療が必要な方などについては、外部受診を活用しているところです。診療室のあり方については、地域の医療機関の受入体制を整えつつ、利用者を順次移行させながら、検討を進めていきます。

10. 人材確保・職員の処遇改善について

1. きょうされん「障害者支援事業所職員労働実態調査報告」(2017年6月22日)では、3637人の(障害福祉支援事業所職員)からの回答において年収300万未満が6割、3割の職員が200万未満、新規採用が2割、中途採用が8割以上となっており、「働きがいがある」が「続けられない」との回答が寄せられています。改善すべき課題は「給与」であるとの結論が出されています。

(1) 「障害者事業所の職員にアンケートをおこない、まず実態を把握してください。そうした中で、福祉・介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を改善するとともに、就労したいという環境をどうつくるのか検討してください。

(2) 県内の福祉専門学校の学生にも何故障害者事業所に就職したいのか、否かその事由も把握をおこなって下さい。

(3) 県単独での補助事業として、「民間職員処遇改善費」のような施策をおこなって下さい。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国において、賃金構造基本統計調査等により実態把握を行うとともに、福祉・介護職員の処遇改善のための加算制度を創設し、これまで段階的に引き上げが行われてきました。

平成29年度には、職員の技能・経験に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たに月額平均1万円相当の処遇改善を行う加算が設けられ、最大で月額3万7千円相当まで拡充されたところです。

さらに、現在も介護人材の処遇改善に向けた検討が進められていますが、引き続き国に対して恒久的な対策を検討するよう、あらゆる機会を通じて要望していきます。

2. 入所施設(指定障害者支援施設)における専門職員配置を考慮してください。生活介護の人員基準PT、OTは利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、「生活介護の単位ごとに、当該訓練を行う為に必要な数」と示されています。生活介護の単位ごとに1以上の配置がある場合は評価をしてください。利用者の重度化、高齢化、重症化は深刻な状況があり、専門職(PT、OT)による訓練は必須です。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

3. 制度上でも生活介護事業で理学療法士等の設置が基準となっています。障害児・者を専門とする理学療法士のセンター機関を設置し、障害児・者に対する専門性を高める「研修・養成」と「障害福祉サービス事業所等巡回指導」をおこなって下さい。

(回答要旨) 障害福祉事業課

県内において、中核的な役割を担う千葉リハビリテーションセンターでは、地域の専門的医療機関や障害児通所支援事業所等におけるリハビリテーション機能の向上を支援するため、理学療法士等による実地指導や研修を行っているところです。

4. ミキサー食、ソフト食、治療食に対して考慮してください。行ってほしい。利用者の嚥下機能の衰えに対する食事、アレルギーのある利用者の食事など、食事の形態や内容が変化しています。「おいしく、楽しい食事」を提供するためにも職員の増員を図って下さい。

未回答

5. 障害児・者を専門とする摂食介助指導について、障害福祉サービス事業所等巡回指導を行う千葉県歯科医師会への補助事業の再開を行って下さい。

(回答要旨) 健康づくり支援課

県では、平成25年度から、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託して「障害児(者)のための摂食嚥下指導事業」を実施しているところです。

本事業において、障害児(者)が安全に食べることができるよう、障害児(者)施設における摂食嚥下の個別指導や、施設職員や歯科医療関係者を対象とした摂食嚥下指導研修会を実施しています。

今後も引き続き、摂食嚥下指導の重要性について施設職員等へ周知するとともに、関係者の資質向上に取り組んでまいります。

6. 医療連携体制加算関係を充実してください。看護師の確保がとても難しい状況が続いています。准看護師でも加算の対象となるように国への拡充の要望と実現するまでの県単補助の新設をお願いします。

(回答要旨) 障害福祉事業課

国の留意事項通知によれば、「医療連携体制加算（V）については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所で生活を継続できるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。」となっております。

国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

11. 生活全般について

1. 福祉避難所の問題

- (1) 公立、福祉施設の内訳を明らかにしてください。
- (2) 災害弱者と言われる人に想定される福祉避難所について周知してください。
- (3) 医療ケアの必要な人への配慮を明らかにしてください。
- (4) 福祉避難所にこられる人の支援・配慮に必要な情報は、福祉避難所にどのように伝えられるのか明らかにしてください。福祉避難所において「どこに」「どんな設備がある」のかを障害をもった人（要援護者）に周知して下さい。
- (5) グループホームは要援護者対象外となっています。地域での要援護者対象として対応をしてください。

(回答要旨) 防災政策課

- (1) 市町村が福祉避難所として指定又は協定を行った施設数は、千葉県ホームページにおいて施設の公立・民間の別や、施設の種別ごとに内訳を公表しています。
- (2) 県では「災害時における避難所運営の手引き」の中で、市町村が要配慮者とその家族に対して広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体等を通じて福祉避難所の周知を図るよう示しています。
- (3) 県では「災害時における避難所運営の手引き」の中で、市町村が医療的ケアの必要な人を含む要配慮者の個別ニーズを想定しながら、福祉避難所に指定された施設において必要な物資や資機材等の備蓄を進めるよう示しています。
- (4) 県では「災害時における避難所運営の手引き」の中で、発災後、市町村が福祉避難所に指定されている施設の施設管理者に福祉避難所の開設を要請する中で、移送予定の要配慮者の特性等を伝えることとしています。

また、福祉避難所が開設された場合には、福祉避難所に移送予定の要配慮者に対し、御本人の安心のため、福祉避難所の内容を伝えた上で 移送の準備をすることとしています。

(5) グループホームに入居されている方については、世話人等の支援者の 所在が明らかであることから、避難行動要支援者名簿への登録は在宅者を 優先しているところですが、個別の事情に応じて対応する事例もある ため、市町村の福祉部局や防災部局等への御相談をお願いします。

(6) ヘルプカードの普及において、ヘルプカードを配布する対象者の数（市町村の推定）と普及率を明らかにして下さい。

(回答要旨) 障害者福祉推進課

ヘルプカードの対象者としては、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方だけではなく、妊娠初期の方等、支援や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方に御利用いただくことを想定しております。

県内の障害者手帳を所持している方は、約26万人いらっしゃいますが、これらの方々の中で、外見から障害等が分かりにくい方を推定することは難しく、また、障害者手帳を所持していない方であっても、御利用いただくことが可能となっております。

県では、今年8月にヘルプカードを4万枚作成いたしました。今後も、各市町村の配布状況等を確認したうえで、市町村の協力をいただきながら、普及に努めてまいります。

2. 防災システムについて、地震、水害、有事など直近の防災システムの進捗状況を教えてください。特に障害者への対応について詳しく教えてください。

(回答要旨) 危機管理課

県では、災害時に各種災害情報を市町村等から収集し、県民や関係機関に情報を提供するためのシステムとして、防災情報システムを運用しています。

防災情報システムによって市町村から県に報告された避難勧告・指示情報や避難所開設情報などは、千葉県防災ポータルサイトで公開しており、本年度は、9月末の大雨や、10月後半の台風21号や22号などの災害で公開を行っています。ポータルサイトではこのほかにも、警報、注意報等の気象情報、地震情報などを随時掲載しています。

ポータルサイトは、様々な立場の方が必要な情報にアクセスできるよう、シンプルで見やすいデザインを採用しています。また、音声読み上げソフトが利用されることも想定し、テキストデータを中心としてページを構成しています。

3. 国政・地方選挙においてすべての投票所にテーブルと椅子を設置して、すわって投票用紙に記載できるようにしてください。

(回答要旨) 選挙管理委員会事務局

投票所の設備については市区町村選挙管理委員会が行うこととなっておりますが、千葉県選挙管理委員会としては選挙の都度、車イス用の投票記載台等を設置することなど、高齢者や障がい者の投票の便宜を図るよう市区町村選挙管理委員会へ通知するとともに、市区町村の担当者を集めた会議等において依頼しているところです。

今後も引き続き、高齢者や障がい者の投票の便宜を図るよう市区町村選挙管理委員会に対し働き掛けてまいります。

4. 車いす更新時、同型の場合は手続きを簡素化し、また審査経費（医師の意見書等）を無料にしてください。前回の回答で「同型、同仕様の場合は審査不要、意見書も不要」とのことですが、匝瑳市は審査もあり、医師の意見書（有料）も必要で、回答とは異なる対応をしているので、調査・確認の上善処してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

補装具制度における車いすの再支給については、前回判定時と基本構造が同様の車いすであり、かつ、判定書の交付を受けていて状態変化がない場合は、判定不要としております。また、付属品を含めて全て同様の車いすであれば、意見書も求めています。

匝瑳市でも対応は同様に、全て同種・同型の車いすであり、障害の状況等に変化が無い場合は、意見書は求めているとのことです。

5. 電動車いすのバッテリーは、使用の状況によっては標準期間よりも早く消耗するので、標準期間にこだわらず、必要に応じて交換してください。

(回答要旨) 障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班

バッテリーについては、メーカーが標準期間を示していますが、日常的に使用頻度の高い方は、これより短い期間で消耗する場合があります。そのため、市町村においては、電動車いすの使用実態を把握し、通勤、通所等の走行距離や坂道などの環境因子も確かめた上で、実情に応じて配慮しております。

6. 市町村単位で設けられていた「難病見舞金」はほとんど廃止になっていますが、指定難病（特定疾患）の申請時の必要書類である「臨床調査個人票」（診断書）作成に係る文書料への助成を要望します。

(回答要旨) 疾病対策課

千葉県では、指定難病の受給者数は現在、約 46,000 人となっており、毎年約 60 億円程度の公費を県と国とで支給して患者の医療費等の負担を軽減しております。

毎年、難病が追加指定されており、新規の受給者も増加しており、今後も公費が増加し続ける見込みです。

こういう状況下、市町村で実施している「難病見舞金」が財政事情から廃止の傾向にあることは承知しておりますが、指定難病の制度は健康保険の適用を前提としており、保険適用外の診断書（臨床調査個人票）にかかる文書料については、現状では患者の負担となっております。このため、診断書（臨床調査個人票）に対する助成は、現状では千葉県を含め全国的に実施されておられません。何卒、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国等には機会を捉えて、保険適用の対象とするよう働きかけしていきたいと考えております。

7. グループホームへの助成を充実してください。

以前千葉県の制度として設けられていた開所時の備品購入等の助成が平成 23 年頃廃止されてしまいました。政府は「地域移行」を推進したいようですが、その受け皿への援助を強化してください。県でダメなら国へ要請してください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

県では、独自の取組みとして

- ・障害者グループホーム運営費等補助（運営費、開設支援費）
- ・障害者グループホーム等支援事業（家賃補助、職員研修）
- ・障害者グループホーム等支援事業（支援ワーカー）

を実施するなど、グループホームの支援に取り組んでいるところです。

なお、国に対しては、障害福祉サービス事業に係る人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図ることを要望しているところです。

12. 障害児教育について

1. 特別支援学校及び特別支援学級の担任配置において、講師（欠員補充）の比率が高く、教育の継続性や専門性の蓄積にも影響を与えています。講師を減らし、新規採用者を増やしてください。昨年度は、特別支援学校の配置教諭数3,187名のうち、欠員補充講師数は188名、特別支援学級の担任数2,150名のうち、欠員補充講師数は185名ということでしたが、今年度の人数を教えてください。

（回答要旨）教職員課（特支）（小中）

平成29年5月1日現在で、千葉市を除く公立特別支援学校の配置教諭数2,995名のうち、欠員補充講師数は126名、特別支援学級の担任数1,983名のうち、欠員補充講師数は183名となります。

正規教員は、各学校において教育活動を継続的に実施する上で、主任など中心的な役割を果していることから、今後とも計画的な採用に努めてまいります。

2. 特別支援教育において、継続した指導が可能になるよう、免許を持ち、意欲のある人を採用してください。今年度の特別支援学級担任及び特別支援学校教員の免許保有率は、上がっていますか。

また特別支援学級担任の専門性を確保するため、新採用教員の採用枠を確保してください。具体的には、特別支援学級の教員を特別枠で選考し、採用してください。

（回答要旨）教職員課（任用）

これからの特別支援教育においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められています。すべての教員がその専門性を身につけ、学校全体で特別支援教育の推進に取り組むことが重要であることは認識しております。

本県では、昨年度実施した採用選考から、従来の「特別支援学校」枠を「特別支援教育」枠へと変更しました。この枠で採用したものは、採用時は特別支援学校に配置し、その後、小学校・中学校・高等学校に異動することもある旨を明記しています。このことにより、特別支援学級担任の専門性の向上が図られ、千葉県全体の特別支援教育の推進を図ることができるものと考えております。

3. すべての学校に軽度の発達障害児が通う通級指導教室を設置し、専門の教員を配置してください。また、特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級担任とは別に配置してください。

（回答要旨）教職員課（小中）

通級指導教室の設置については、市町村教育委員会が行うこととなっております。教職員の配置

は、国から措置された定数を活用することが基本であることから、特別支援教育コーディネーターの配置、通級指導担当教員等の増員など特別支援教育充実のための定数措置等については、市町村教育委員会からの要望をもとに、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望しているところです。

4. 特別支援学級に在籍する児童生徒の実態は多様で、常時、個別対応が必要な子どもが増え、担当教員の負担が増大しています。特別支援学級の学級編成基準を現行の8名から6名にするよう、国に働きかけてください。

(回答要旨) 教職員課 (小中)

特別支援学級の学級編制は、国の基準で1学級8名となっています。教職員定数は、国が措置することが基本であるため、現行の8名から6名に引き下げることは困難です。

今後とも特別支援教育の推進等に必要な定数の確保について、全国都道府県教育長協議会や県の重点要望等を通して、国に要望してまいります。

5. 特別支援学校の教員は、昨年度から、「特別支援教育」枠での採用となりましたが、特別支援学校教諭の免許所有者を優先的に採用してください。

また、新採用者の数年後の通常学校への異動については、本人の希望を優先し、それにより、当該校の専門性が低下することのないよう、配慮してください。

(回答要旨) 教職員課 (特支) (任用)

本県の採用選考では、特別支援教育枠での志願に当たって、特別支援学校教諭の免許状を所有していることを要件としております。

なお、特別支援教育枠で採用された職員については、全学校種における特別支援教育推進のため、採用時の配置先を特別支援学校とし、その後、本人の希望や実務経験等を踏まえ、適正な人事異動を行います

6. 特別支援学校の高等部に配属された初任者にも後補充者をつけてください。初任者研修、フォローアップ研修等の負担を減らし、通常の授業に支障が出ないようにしてください。

(回答要旨) 教職員課 (特支)

高等部配置の初任者が2名の場合は、加配教員1名が後補充を担い、初任者が1名の場合は、非常勤講師1名が後補充を担うこととなっています。

初任者研修の重要性を踏まえ、学校においては、子どもたちの下校後に初任者研修を開催するなどの工夫をしながら、初任者が子どもたちと向き合える時間の確保に努めているところです。なお、実施に当たっては、学校全体で体制を整えるようにしています。

7. 特別支援学校の再任用者を定数から外し、それぞれのキャリアに応じた多様な勤務ができるようにしてください。また、再任用者の希望に応じて、短時間勤務を保障してください。

(回答要旨) 教職員課 (特支)

再任用教職員は、選考により正規に採用された一般職の地方公務員であることから、制度導入時より、定数内として取り扱っているところです。厳しい財政状況から再任用教職員を定数外

とすることは考えていません。

なお、再任用職員の勤務態様等については、「再任用希望等申出書」等を踏まえ、適正に決定いたします。

8. 産休・育休・療休・休職中の教員に対して補充がされない、また代替講師の着任が大幅に遅れるという事例があり、対応が各学校任せになっています。また妊娠負担軽減の講師の配置も遅れ、これは母性保護の点からも問題です。県教委が責任をもって講師を配置するようにしてください。

(回答要旨) 教職員課 (特支)

講師の任用に際しては、講師登録者の中から代替の講師を速やかに配置するよう努めているところですが、必要とする講師の条件等により配置までに一定の期間を要する場合があります。県教育委員会としては、速やかな配置ができるよう、今後とも、広報活動や登録手続きの効率化等により、登録者の確保を一層進めてまいります。

9. 児童生徒の実態が多様化している中、スクールバス運行中の発作やパニック等への対応で、介助員の皆さんは身体的にも肉体的にも緊張を強いられる勤務をされています。スクールバスの乗務を複数でできるように、介助員の増員をはかってください。

(回答要旨) 教職員課 (特支)

介助員については、配当方針に基づき、児童生徒の障害の状況等、学校の実情に応じて配当しております。

スクールバスの運行に際しては、乗車する児童生徒の体調等の状況により、必要に応じて介助員の他、教員等が乗車し対応しているところです。

10. 特別支援学校の過密化を解消し、児童生徒の多様化に応じた教育環境を保障してください。また、設置後30年以上を経た校舎、校内設備の老朽化が目立っています。各学校の要望に応じて、改修を進めてください。

(回答要旨) 県立学校改革推進課、財務施設課、特別支援教育課

県教育委員会では、「県立特別支援学校整備計画」に基づき、これまでに新設校8校、分校2校、増築1校の対応を行い、過密状況への対応を図ってまいりました。

県教育委員会としては、引き続き、対応を要する地域があると考えており、平成29年10月に「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定しました。

この計画に基づき、過密状況にある地域の知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校への対応を計画的に進めるとともに、教育環境の充実を図ってまいります。

また、老朽化した校舎の改修については、平成29年11月に策定した「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づいて、今後、各学校の要望を伺いながら施設の老朽化対策を進めていきます。

1 1. 県内の特別支援学校の過密化解消とともに、「学校設置基準」を作るよう、県として強く国に働きかけてください。

(回答要旨) 特別支援教育課

特別支援学校の設置基準について国は、国会における答弁の中で「対象となる障害種に応じた多様な施設整備が必要になるということから、各学校の状況に応じて逆に柔軟な対応が可能になるように、設置にあたっての基準を設けない」との方針を示しております。

このため、県教育委員会では、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備に努め、障害の状況や学校の実情を考慮し、適切に対応しているところです。

今後とも、国の動向を注視してまいります。

1 2. 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画において示された特別支援学校の「通級による指導」の実施について詳細を明らかにしてください。特に新たに始まる知的障害対象校における肢体不自由の子どもたちへの支援の人的物的条件整備について説明してください。

(回答要旨) 特別支援教育課

千葉県の特別支援学校では、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、病弱の障害種について、専門性の高い「通級による指導」を展開しているところです。視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、病弱の教育を担う特別支援学校の「通級による指導」の拡大により、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が県内各地域で受けられるように努めており、今後、平成33年度を目途として、現在16か所で開催している「通級による指導」を32か所に拡大していくこととしています。また、知的障害対象校における肢体不自由の子どもたちへの支援については、総合的な教育機能を有する特別支援学校を県全域に展開し、知的障害に対応する学校に肢体不自由等の障害種別を追加して複数の障害種に対応できるようにしていきます。

今後の具体的な進め方につきましては、千葉県特別支援教育推進会議等にて検討していく予定です。

このように、障害のある幼児児童生徒が障害に応じた専門性の高い教育を受けられるよう、特別支援学校の教育機能を充実させてまいります。

1 3. 平成30年度から始まる高等学校における「通級による指導」の具体的な内容を説明してください。また、実施に当たっては、当該生徒・保護者の希望、教職員の共通理解を大切に、人的物的条件整備を進めてください。

(回答要旨) 特別支援教育課、教職員課

1 平成30年度は、県立高等学校2校において、「通級による指導」を開始することとします。実施形態としては自校通級を原則として、各校において特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導を行います。また、指導の対象となる生徒は、実施校に在籍し、校内委員会等において、特別の指導が必要と判断された生徒とします。

2 また、実施にあたっては国の定数を活用し、通級による指導が適切に行われるよう、教員の適正配置に努めてまいります。

14. 教職員の長時間過密労働の是正が、全国的な課題となっています。県内特別支援学校教職員の勤務実態について、どのように把握されていますか。

また、授業準備、教材研究等に時間を当てられるよう、引き続き、文書事務の軽減等、抜本的な改善を図ってください。特に調査報告の精選、校内の文書の簡略化を図ってください。

(回答要旨) 教職員課 (管理)

県立特別支援学校の教職員の勤務時間の管理は、校長が、各学校の実情に応じ、出退勤記録簿による把握の他、面談で教員一人一人から、正規の勤務時間を超えた勤務の実態などを聞き取るなどして、適切に把握しています。

また、県教育委員会が、県立学校に対して実施する各種報告・調査については、年度当初に実施を予定しているものについて、一覧表を学校に配布するなど、計画的に事務処理を行えるよう工夫改善を図ってきたところです。

平成29年度向けでは、3件の調査を廃止し、3件の調査について見直しを行いました。

13. 放課後等デイサービスについて

1. 県下の放課後等デイサービスの運営の実態をどのように把握しているのか見解を述べてください。

特に送迎問題、重度の児童生徒の処遇の在り方など現在の報酬単価では困難なのではないでしょうか。

(回答要旨) 障害福祉事業課

放課後等デイサービス事業所に対しては、各健康福祉センターにおいて、所管する地域の全事業所を対象に定期的に実地指導を行っており、適正に運営されているか確認しているところです。

なお、基本的には実地指導は4年ごとの実施となっていますが、新規に指定を受けた事業所については、翌年度に実地指導を行うとともに、引き続き指導が必要と認められた事業所については、毎年指導を行っております。

また、報酬に関しては、国に対し、人材の確保や施設経営の安定化、利用者支援の充実を図るため、その効果を十分検証し、それぞれの施設の利用実態に即した報酬体系に見直すよう要望しているところです。

2. 放課後等デイサービスの事業所の偏在をどのように考えていますか見解を示してください。

(回答要旨)

放課後等デイサービスの事業所については、全障害保健福祉圏域において運営されておりますが、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する事業所がない圏域があるところです。

現在、県では、次期障害福祉計画の検討を進めておりますが、重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1カ所以上確保するよう、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

3. 相談支援事業所と放課後等デイサービス事業所との連携が十分に行われていません。通常の学童保育所の定員がいっぱいになっており、軽い障害を持っている子供たちが放課後等デイサービスの事業所に集まっている実態がありますが、インクルージョンの視点から見ると問題があると思いますが、見解を示してください。大幅な学童保育の拡充や利用者の増加に伴う放課後等デイサービスの報酬単価の見直しが必要と思いますが見解を示してください。

(回答要旨)

障害児支援利用計画はセルフプランの割合が34%と高くなっており、地域の社会資源等に関する情報の不足や障害のある子どもの支援に関する十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因で、保護者等による課題の抱え込みが行われ、子どもの最善の利益が図られていないことも考えられます。

また、報酬に関しては、国に対し、人材の確保や施設経営の安定化、利用者支援の充実を図るため、その効果を十分検証し、それぞれの施設の利用実態に即した報酬体系に見直すよう要望しているところです。

4. 医療的ケアが必要な放課後等デイサービスの事業所に看護師の配置が必要です。看護師の配置のための方策を考えてください。

(回答要旨) 障害福祉事業課

県では、経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアが常時必要な重度の障害のある子ども等に対し、放課後等デイサービス（主として重症心身障害の状態にある子どもを対象とする事業所を除く）事業所等が看護師による医療的ケアを実施している場合に係る人件費について、市町村と県で補助する事業を実施しております。

昨年度は、4市（市川市、木更津市、浦安市、流山市）に対し、補助金を交付したところですが、今後とも、医療的ケアが必要な重度の障害のある子どもが地域で安心して生活できるよう、支援の充実に努めてまいります。